

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

緑の基本計画は、都市緑地保全法第2条の2に基づいて、緑地*の保全*及び緑化の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に取り組む計画です。「市川市みどりの基本計画」は、貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新たな公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めるものです。

2. 計画の目標年次

本計画は、市川市総合計画*及び市川市都市計画マスタープラン*の計画目標年次と同じ、平成37年(2025年)の21世紀第1四半世紀を計画目標年次とします。

また、計画策定後は、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、5年ごとに市域の緑量調査等を実施し、計画の進行管理を行っていくものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、市川市総合計画に適合し、市川市都市計画マスタープランに整合するとともに、市川市環境基本計画*と調和が保たれ、また、千葉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*とも整合を図る計画とします。

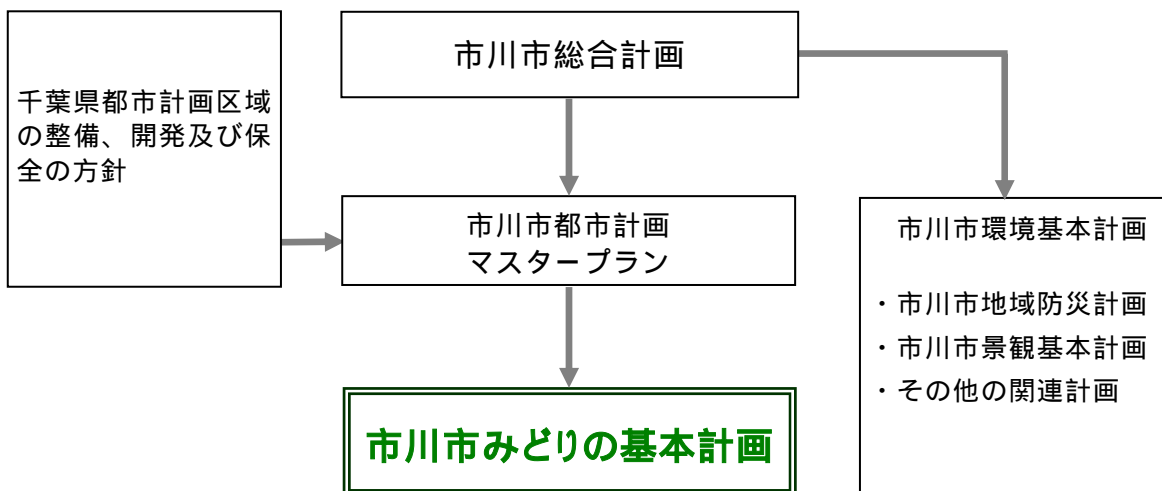


図 1-1. 計画の位置づけ

4. 緑地の体系

本市における緑地の体系を以下のとおり分類し、計画を進めます。

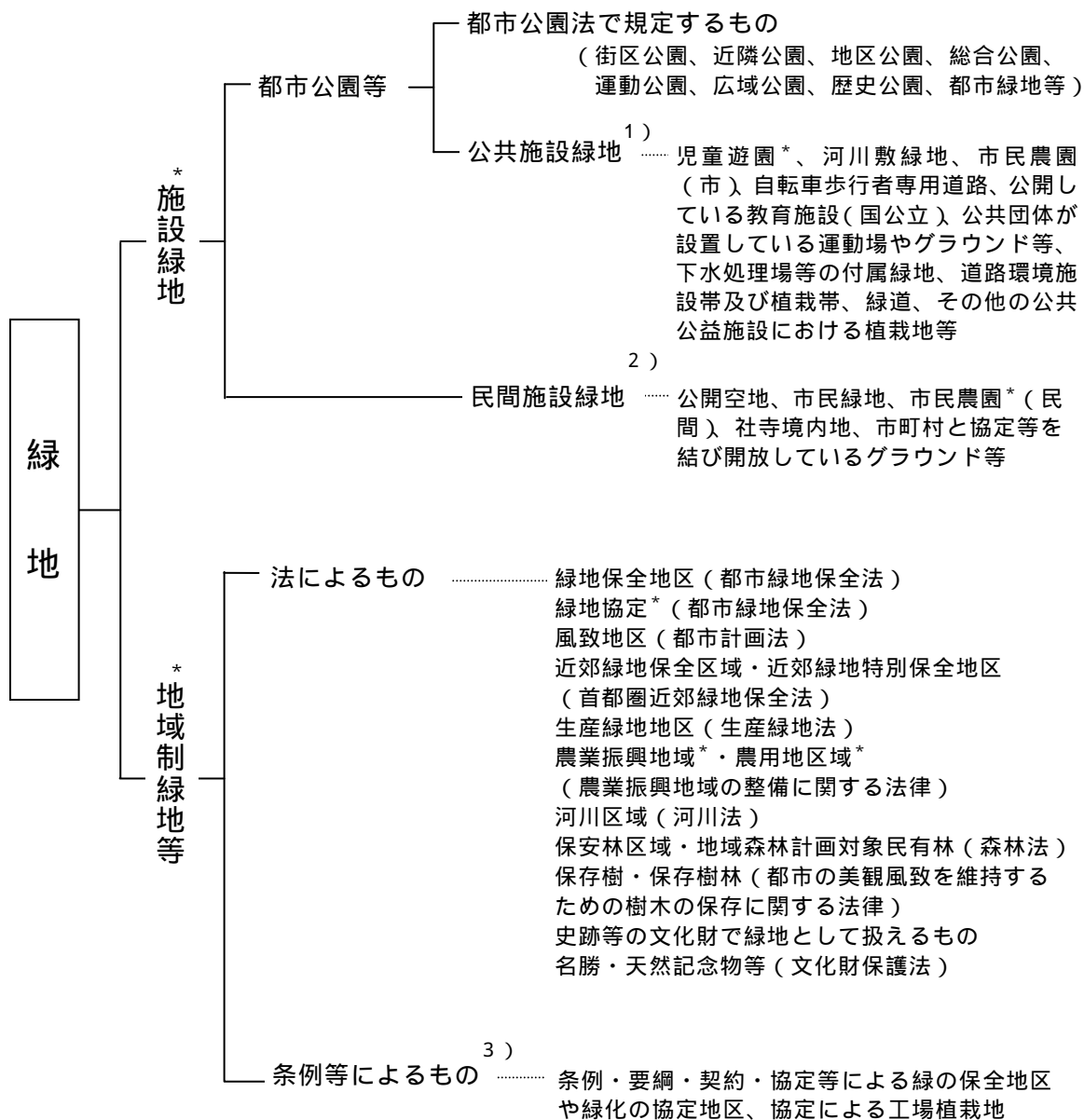


図 1-2. 緑地の体系

(注意)

- 1) 公共施設緑地とは都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。
- 2) 民間施設緑地とは私有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。
- 3) 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象とする。

5. 緑の効果と機能

(1) 緑の効果

近年、都市においては身近で良好な自然環境が減少したため、ヒートアイランド現象*等の都市特有の問題が発生し、様々な弊害が顕在化しています。

緑*の効果に着目し、良好な緑を保全し、快適でゆとりある生活環境を形成していく必要があります。

都市の中で緑が果たす主な効果、作用として以下のようなものがあります。

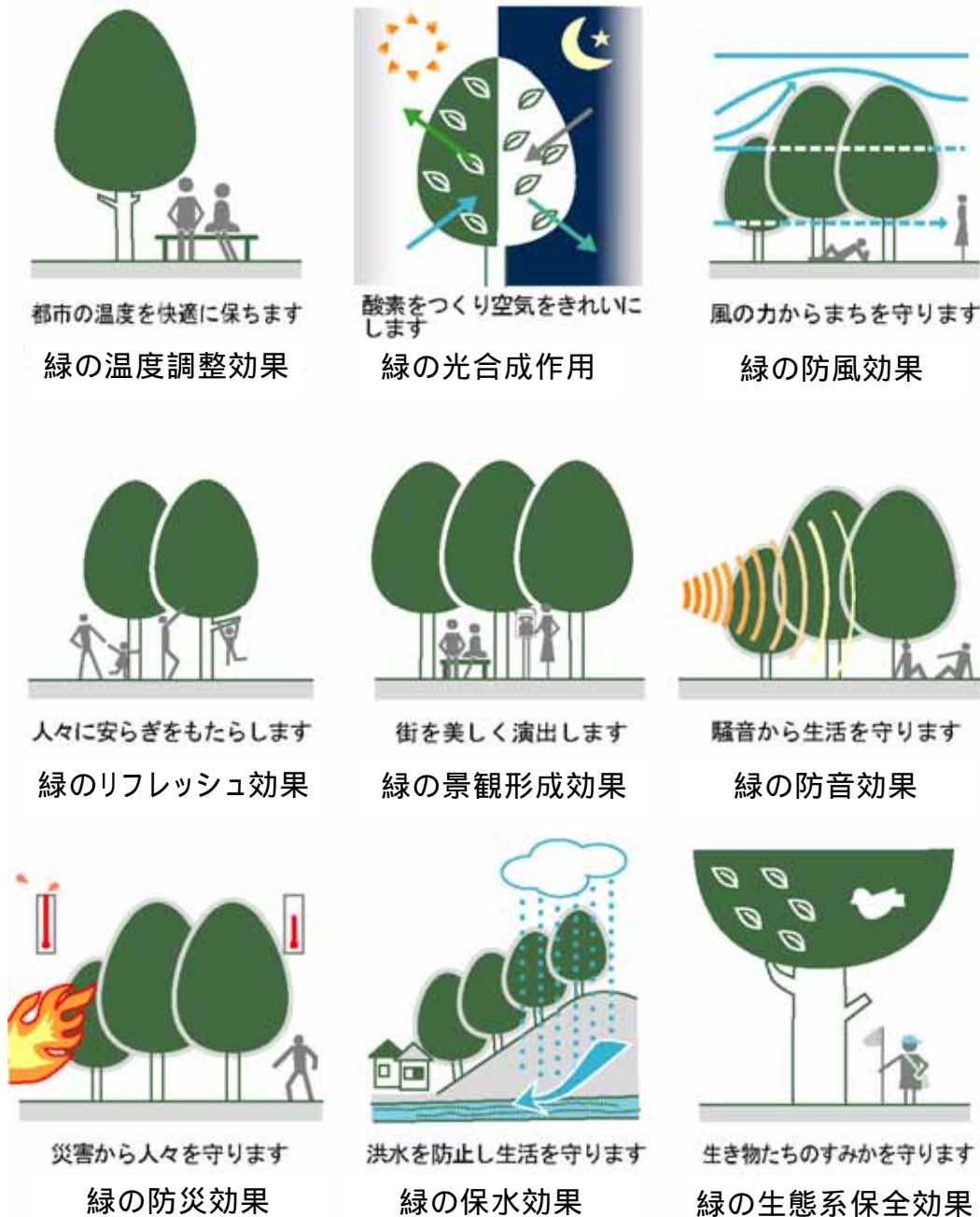


図 1-3. 緑の効果

(2) 緑の機能

環境保全

緑は、人間を含めた多様な生物が生息する上で必要不可欠なものであり、生態系*の中心をなすものです。また、地域の気象の変化を和らげたり、大気の浄化や騒音の緩和等の環境を保全する効果があります。このように、緑には人と自然が共に生きていく地域の環境を守る大きな役割が期待されています。

レクリエーション

市街地の公園や広場は、市民の遊びやスポーツの場、交流や憩いの場を提供しています。また、樹林地や水辺は自然とのふれあいの場として様々な形で利用されています。この他、市民農園等は市民が土と親しむ場として積極的に活用されています。

防災

緑は災害時における住民の避難場所、避難路*の役割や火災の延焼・水害・崖崩れに対しても一定の防止効果があることが認められています。また、防風・防砂の効果や、ブロック塀を生垣にすることで地震の際に倒壊する危険性を減らすことができる等、都市の安全性を高める上でも大きな役割が期待されています。

景観構成

街路樹、道路沿いの生垣や公園の植栽や住宅の庭木、巨木や社寺林*等、緑は美しい街並みを形成する上で欠かせない存在となっています。また、緑は四季おりおりの彩りの変化をもたらし、人々に潤いや安らぎを与える役割が期待されています。

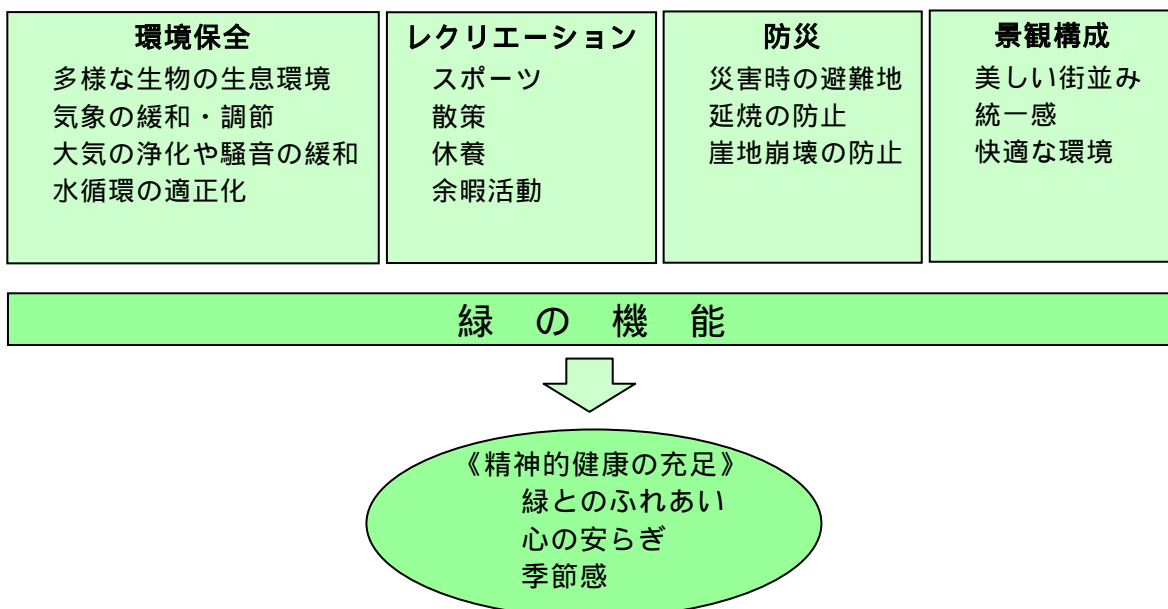


図 1-4 . 緑の機能